

## ハマナカ株式会社に対する排除措置命令について

平成20年6月23日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、ハマナカ株式会社（以下「ハマナカ」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、同社に対し、同法第19条（不公正な取引方法第12項〔再販売価格の拘束〕第1号及び第2号に該当）の規定に違反するものとして、同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり排除措置命令を行った（別添排除措置命令書参照）。

### 1 関係人

名 称	ハマナカ株式会社
所 在 地	京都市右京区花園藪ノ下町2番地の3
代 表 者	代表取締役 濱中 貞宏
事業の概要	手編み毛糸、手芸糸等の販売

### 2 違反行為の概要

- (1) ア ハマナカは、平成17年9月ころ、ハマナカ毛糸<sup>(注1)</sup>について、値引き限度価格<sup>(注2)</sup>を定め、同月ころ以降、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させている。
- イ ハマナカは、前記アの小売業者に対する要請の実効を確保するため、小売業者が当該要請に応じない場合には、当該小売業者又は当該小売業者の取引先卸売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止するなどしている。
- (2) ハマナカは、平成19年5月ころ、インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売する場合においても、同年7月1日以降、値引き限度価格以上の価格で販売させることとし、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させている。
- (注1) 「ハマナカ毛糸」とは、手編み毛糸又は手芸糸を玉状等にまとめ、「ハマナカ」又は「Rich More」の商標を付したものをいう。
- (注2) 「値引き限度価格」とは、玉単位で販売する場合には標準価格の10パーセント引きの価格など、小売業者が標準価格から値引きして販売する場合に下限とすべき価格をいう。

### 3 排除措置命令の概要

- (1) ハマナカは、前記2の行為を取りやめるとともに、取締役会において当該行為を取りやめる旨及び今後、当該行為と同様の行為を行わない旨を決議しなければならない。
- (2) ハマナカは、前記(1)に基づいて採った措置を、卸売業者及び小売業者に対し通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) ハマナカは、今後、ハマナカ毛糸の販売に関し、前記2の行為と同様の行為により、小売業者の販売価格を制限してはならない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第三審査課  
電話 06-6941-2718（直通）  
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

## 1 最近の類似事例（再販売価格の拘束事件）

件 名 措置年月日 ( 審決年月日 )	内 容
平成18年（措）第4号 日産化学工業(株)に対する件 平成18年5月22日	<p>ラウンドアップハイロード3品目の販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、ホームセンターに対し 要請に応じないときは出荷を停止することを示唆して、同社が定めた希望小売価格で販売するよう要請し、この要請に応じないホームセンターに対し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、出荷を停止又はその数量を制限すること 新規に「ラウンドアップハイロード」の商標を付した5リットル入りボトル又は500ミリリットル入りボトル3本パックを供給するに当たり、希望小売価格で販売することを取引の条件として提示し、これを受け入れたホームセンターに対し当該除草剤を供給することにより、希望小売価格で販売するようにさせていた。</p>
平成16年（勸）第16号 グリーングループ(株) に対する件 平成16年5月21日 (平成16年6月14日)	<p>自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に対し、正当な理由がないのに、自らの定めた希望小売価格を維持させる条件をつけて、「日田天領水」の商標を付したミネラルウォーター類を販売している。</p>
平成14年（勸）第20号 スキューパプロ・アジア(株) に対する件 平成14年11月28日 (平成14年12月26日)	<p>新製品及び売れ筋製品を主体に選定したダイビング用品の販売に際し、小売業者に対し、正当な理由がないのに、自ら又は取引先卸売業者を通じて、自らが定めた価格以上の価格で販売するようにさせている。</p>
平成13年（勸）第10号 サンデン(株)に対する件 平成13年8月8日 (平成13年9月13日)	<p>小売業者に対し、北海道地区において、正当な理由がないのに、取引先小売業者に対し、最低販売価格を維持させる条件を付けて、自社のFF式ストーブを供給させている。</p>
平成12年（勸）第10号 (株)ピエトロに対する件 平成12年7月27日 (平成12年8月9日)	<p>小売店に対し、希望小売価格を維持させる条件を付けて、液状ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料を供給している。</p>

## 2 参照条文

### 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

#### 〔定義〕

##### 第二条

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

#### 〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

#### 〔排除措置〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

#### 〔排除措置命令〕

第四十九条 第七条第一項〔排除措置〕若しくは第二項〔既往の違反行為に対する措置〕（第八条の二第二項〔事業者団体による既往の違反行為に対する措置〕及び第二十条第二項〔既往の不公正な取引方法に対する措置〕において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第三項〔事業者団体に対する排除措置〕、第十七条の二〔合併等に係る排除措置〕又は第二十条第一項〔不公正な取引方法に係る排除措置〕の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）は、文書によつてこれを行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第六十九条第一項〔命令及び審決の議決方法〕の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

排除措置命令の名あて人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たつては、代理人（弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者に限る。第五十二条第一項〔審判請求〕、第五十七条〔被審人等が不出頭の場合の取扱い〕、第五十九条〔被審人等の防禦権〕、第六十条〔証拠不採用の理由の開示〕及

び第六十三条〔委員会に対する直接陳述〕において同じ。)を選任することができる。

公正取引委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間において、排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される排除措置命令の内容
- 二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用
- 三 公正取引委員会に対し、前二号に掲げる事項について、意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

排除措置命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、排除措置命令書の謄本の送達があつた日から六十日以内(天災その他この期間内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)に、公正取引委員会に対し、当該排除措置命令について、審判を請求することができる。

前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、排除措置命令は、確定する。

### **不公正な取引方法(抄)(昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号)**

#### **〔再販売価格の拘束〕**

- 1 2 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次の各号のいずれかに掲げる拘束の条件をつけて、当該商品を提供すること。
  - 一 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
  - 二 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

平成20年(措)第14号

排 除 措 置 命 令 書

京都市右京区花園藪ノ下町2番地の3

ハマナカ株式会社

同代表者 代表取締役 濱 中 貞 宏

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第20条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 ハマナカ株式会社は、次の(1)の行為を取りやめるとともに、取締役会において次の(2)の事項を決議しなければならない。
  - (1) 手編み毛糸又は手芸糸を玉状等にまとめて「ハマナカ」又は「Rich More」の商標を付したもの(以下主文において「ハマナカ毛糸」という。)の販売に関し、自ら又は卸売業者を通じて、小売業者に対し、ハマナカ株式会社が定めた値引き限度価格(ハマナカ株式会社が定めた標準価格等と称する希望小売価格から値引きして販売する場合に下限とすべき価格をいう。)以上の価格で販売するようにさせている行為
  - (2) (1)の行為を取りやめる旨及び今後、(1)と同様の行為を行わない旨
- 2 ハマナカ株式会社は、前項に基づいて採った措置を、卸売業者及び小売業者に対し通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知、周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- 3 ハマナカ株式会社は、今後、ハマナカ毛糸の販売に関し、

第1項(1)の行為と同様の行為により、小売業者の販売価格を制限してはならない。

4 ハマナカ株式会社は、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

- 1(1) ハマナカ株式会社(以下「ハマナカ」という。)は、肩書地に本店を置き、手編み毛糸又は手芸糸(以下「手芸手編み糸」という。)を玉状等にまとめ、「ハマナカ」又は「Rich More」の商標を付したもの(以下「ハマナカ毛糸」という。)を他の事業者へ委託して製造させ、販売する事業を営む者である。
  - (2) ハマナカは、ハマナカ毛糸を、自ら又は卸売業者を通じて小売業者に販売するほか、通信販売等の方法により直接一般消費者に販売している。
  - (3) ハマナカ毛糸は、ハマナカ等が発行する編み物雑誌に掲載される作品例に頻繁に使用されていることから、他の手芸手編み糸に比して知名度が高い。このため、一般消費者の中には、ハマナカ毛糸を指名して購入する者が少なくないことから、手芸手編み糸を取り扱う小売業者にとって、品ぞろえに加えておくことが不可欠な商品となっている。
  - (4) ハマナカは、ハマナカ毛糸について、標準価格等と称する希望小売価格(以下「標準価格」という。)を定め、自ら又は卸売業者を通じて、小売業者に周知している。
- 2(1)ア(ア) かねてから、大手の小売業者が設定するハマナカ毛糸の販売価格について、中小の小売業者からハマナカに対し、苦情が寄せられてきたところ、ハマナカは、平成17年7月ころから同年9月ころまでの間、東京都に本店を置き、主に関東地区及び近畿地区に店舗を展開する大手の小売業者が、新聞折り込み広告に掲載して標準価格を大幅に下回る価格でハマナカ毛糸を販売しているとの情報を得たことから、同年9月ころ、ハマナカ毛糸について、玉単位で販売する場合には標準価格の10パーセント引きの価格など、小売業者が標準価格から値引きして販売する場合に下限とすべき価格(以下「値引き限度価格」という。)を定め、同月ころ以降、当該大手の小売業者を含む小売業者に対し、値引き限度価

格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させている。

(1) ハマナカは、前記(ア)の小売業者に対する要請の実効を確保するため、小売業者が当該要請に応じない場合には、当該小売業者又は当該小売業者の取引先卸売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止するなどしている。

イ ハマナカは、インターネットを利用した方法により、ハマナカ毛糸が値引き限度価格を下回る価格で販売されているとの情報を得たことから、インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売している小売業者の標準価格からの値引き販売の状況について調査を行い、平成19年5月ころ、インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売する場合においても、同年7月1日以降、値引き限度価格以上の価格で販売させることとし、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させている。

(2) ハマナカの前記(1)の行為を例示すると、次のとおりである。

ア ハマナカは、大阪府に本店を置き、主に近畿地区に店舗を展開する小売業者が値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから、平成17年10月ころ、当該小売業者の取引先卸売業者を同行させ、当該小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請したところ、当該小売業者がこの要請に応じなかったことから、当該取引先卸売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止した。

イ ハマナカは、香川県に本店を置き、主に四国地区に店舗を展開する小売業者が値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから、平成17年10月ころ、当該小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請したところ、当該小売業者がこの要請に応じなかったことから、当該小売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止した。

ウ ハマナカは、千葉県に本店を置き、主に関東地区に店舗を展開する小売業者が値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから、平成17年10月ころ、当該小売業者の取引先卸売業者をして、当該

小売業者に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させたところ，当該小売業者がこの要請に応じなかったことから，当該小売業者の店頭において販売されていたハマナカ毛糸を買い上げるとともに，当該取引先卸売業者にハマナカ毛糸を販売していた卸売業者をして，当該取引先卸売業者に対する出荷を停止させた。

エ ハマナカは，千葉県に本店を置き，主に関東地区に店舗を展開する小売業者が値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，平成18年4月ころ，当該小売業者に対し，出荷を停止することを示唆して，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請した。

オ ハマナカは，埼玉県に本店を置く小売業者がインターネットを利用した方法により値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，平成19年6月ころ，当該小売業者に対し，インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売している他の小売業者にも同年7月1日以降の販売価格を値引き限度価格以上の価格とするよう要請している旨を伝え，当該小売業者についても同日以降の販売価格を値引き限度価格以上の価格とするよう要請した。

3 ハマナカの前記2の行為により，小売業者は，ハマナカ毛糸について，おおむね，値引き限度価格以上の価格で販売している。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば，ハマナカは，正当な理由がないのに，小売業者に対し値引き限度価格を維持させる条件を付けてハマナカ毛糸を供給し，卸売業者に対し当該卸売業者をして小売業者に値引き限度価格を維持させる条件を付けてハマナカ毛糸を供給しているものであり，これは，不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第12項第1号及び第2号に該当し，独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

よって，ハマナカに対し，独占禁止法第20条第1項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成20年6月23日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 山 田 昭 雄

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水